

1. 所属

全日本ろう者サッカー選手権（以下、本大会）に出場する選手は、下記のいずれかを拠点とした都道府県の管轄協会の所属とする。

- ① 居住地を示す現住所
- ② ふるさと→2. ふるさとを参照

2. ふるさと

2.1. 所在地

「ふるさと」とは、卒業小学校～大学のいずれかの所在地が属する都道府県とする。幼稚園は選択対象外とする。

ふるさと選手制度の考え方

ア) 現在、大学生、大学院生である者又は大学、大学院を卒業した者の場合
→卒業大学の所在地が属する都道府県とする。

イ) 現在、専門学校生である者又は専門学校、特別支援学校専攻科を卒業した者の場合
→卒業専門学校、特別支援学校の所在地が属する都道府県とする。

ウ) 現在、高校生である者または高等学校、特別支援学校高等部等の卒業者の場合
→卒業高等学校、特別支援学校の所在地が属する都道府県とする。

エ) 中学校、特別支援学校中学部等の卒業者の場合
→卒業中学校、特別支援学校の所在地が属する都道府県とする。

オ) 小学校、特別支援学校小学部等の卒業者の場合
→卒業小学校、特別支援学校の所在地が属する都道府県とする。

2.2. 基準学歴区分

「ふるさと」の都道府県を選択できる学歴区分は大学卒、短大卒、高校卒、中学卒、小学卒とする。詳細は別紙1を参照。

3. ふるさと選手制度の活用制限

ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とする。

[考え方]

- ・ふるさと選手制度を活用して参加する場合は、登録した「ふるさと」から、1回につき2年以上連続して参加しなければならない。
- ・2年以上連続して参加できない場合について、その理由を日本ろう者サッカー協会会長が認めた場合は、この限りではない。
- ・2年以上連続して「ふるさと選手制度」を活用した翌年の大会には、「居住地」が属する都道府県から参加することができる。
- ・ふるさと選手制度を活用できる回数は無制限とする。
- ・上記の件について、具体的な事例を示すと次の通りとなる。

【事例1】

第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回
ふるさと	ふるさと	居住地	ふるさと	ふるさと	ふるさと	居住地	ふるさと	ふるさと

- (1) 「ふるさと選手制度」を1回目活用：第8回大会、第9回大会
- (2) 「ふるさと選手制度」を2回目活用：第11回大会～第13回大会
- (3) 「ふるさと選手制度」を3回目活用：第15回大会、第16回大会

【事例2】

第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回
ふるさと	不参加	ふるさと	居住地	居住地	ふるさと	ふるさと	居住地	居住地

- (1) 「ふるさと選手制度」を1回目活用：第8回大会、第10回大会
- (2) 「ふるさと選手制度」を2回目活用：第13回大会～第14回大会

4. 登録

「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。

4.1. 「ふるさと」の登録の確認・管理

各ブロック協会では「ふるさと」の登録を確認、管理する。

4.2. 「ふるさと」の登録の具体的な方法

4.2.1. 事例

- ・ A選手は、東京都に在住している社会人で、卒業小・中学校が福岡県、そして卒業高等学校が大阪府である。
- ・ この場合、A選手は、属する都道府県として、在住している東京都、そして「ふるさと」として卒業小・中学校所在地の福岡県又は卒業高等学校所在地の大阪府のいずれかから選択することができる。
- ・ A選手は「ふるさと選手制度」を活用し、属する都道府県として卒業中学校所在地の福岡県を選択し、所定の方法によって「ふるさと」の登録を行った。

九州ろう者サッカー協会所属となる。

4.2.2. 登録変更不可

登録された「ふるさと」は、変更できない。

- ・ 上記の具体的な事例から、A選手の場合、「ふるさと」として、卒業中学校所在地である福岡県を選択し、「ふるさと」を登録した。
- ・ A選手が「ふるさと選手制度」を活用し、「ふるさと」を登録した時点で、それ以降に参加する本大会の「ふるさと」は福岡県となり、卒業高等学校所在地の大阪府に「ふるさと」を変更することはできない。

[考え方]

【例 1】

A選手は現在、社会人で「ふるさと選手制度」を活用し福岡県から第8回大会及び第9回大会に参加した。第10回大会は、居住地の神奈川県から参加したいと考えている。

第10回大会は、居住地の神奈川県から参加できる。

【例 2】

B選手は卒業小・中学校が北海道であり、高校3年生時の第8回大会では居住している静岡県から参加した。その翌年に高等学校を卒業、現在は東京都に在住している。第9回大会は、東京都から参加したいと考えている。

- ・第8回大会は、居住地であるため、静岡県から参加することができる。
- ・第9回大会以降、前回（静岡県）と異なる都道府県から参加できる場合は、次の通り。
 - (1) 第9回大会及び第10回大会は、「ふるさと選手制度」を活用し、卒業小・中学校が属する北海道から参加できる。第11回大会以降は、居住地である東京都から参加できる。
 - (2) 第9回大会以降は、「ふるさと選手制度」を活用せず、居住地である東京都から参加できる。

【例 3】

C選手は、大学4年生時の第8回大会では居住している茨城県ではなく「ふるさと選手制度」を活用し、北海道から参加した。その翌年に大学を卒業、現在は兵庫県に在住している。なお、C選手の卒業小学校～高等学校は北海道である。

- ・第8回大会は、「ふるさと選手制度」を活用し、北海道から参加することができる。
- ・第9回大会は、「ふるさと選手制度」の活用制限により、北海道として参加しなければならない。
- ・第10回大会以降、前回（北海道）と異なる都道府県から参加できる場合は、次の通り。
 - (1) 第10回大会以降は、居住地である兵庫県から参加できる。
 - (2) 第11回大会及び第12回大会は、「ふるさと選手制度」を活用し、卒業大学が属する茨城県から参加できる。

別表第1 基準学歴区分表

基準学歴区分	学歴区分	学歴資格
1 大学卒	一 博士課程修了	(1)学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 (2)上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1)学校教育法による大学院修士課程の修了 (2)上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	四 大学6卒	(1)学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2)上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1)学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2)上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1)学校教育法による4年制の大学の卒業 (2)国立看護大学校看護学部の卒業 (3)気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (4)海上保安大学校本科の卒業 (5)上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1)学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3)学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4)上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1)学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)学校教育法による高等専門学校の卒業 (3)学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4)航空保安大学校本科の卒業 (5)海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6)上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1)海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2)上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1)学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2)上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1)学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2)上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1)保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2)上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1)学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2)上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
5 小学卒	小学卒	(1)学校教育法による小学校若しくは特別支援学校の小学部の卒業又は初等教育学校の前期課程の修了 (2)上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格

備考

1. この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

2. この表の「特別支援学校」は、平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を含む。